

3月 MARCH

1 金	
2 土	守谷市美術作家展 (～9日 9:30～16:30 ※9日は15:00まで 市民交流プラザ)
3 日	利根川左岸河川敷クリーン作戦(9:00～11:00 利根川堤防前、浅間神社前、常総運動公園緑地集合) ふるさ都市もりや朝市(10:00～14:00 守谷駅西口駅前広場)
4 月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (～8日)
5 火	
6 水	粗大・プラ容器収集日
7 木	紙・布類収集日
8 金	こころのりハビリ (9:30～11:30 保健センター)
9 土	
10 日	
11 月	
12 火	
13 水	認知症の方の家族の集い (13:30～15:00 市役所) 公民館休館日／缶・プラ容器収集日
14 木	ビン・ペット収集日
15 金	こころのりハビリ (9:30～11:30 保健センター)
16 土	
17 日	
18 月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (～22日※20日を除く)
19 火	
20 水	※春分の日 粗大・プラ容器収集日
21 木	献血 (9:30～16:00 市役所) 紙・布類収集日
22 金	
23 土	
24 日	
25 月	
26 火	
27 水	缶・プラ容器収集日
28 木	ビン・ペット収集日
29 金	納期限：上下水道使用料 (1・2月分)
30 土	
31 日	

毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁(8:30～12:00・13:00～17:15)しています

3月の各種相談	法律相談	19日 9:00～12:00	市役所	12日 9:00 から要予約 ☎ 45-1249
	行政相談	11日 13:00～16:00		—
	教育相談 (ラポールルーム)	日～金曜日 9:00～16:30		☎ 0120-783018
	若者就労支援相談	23日(第4土曜日) 13:00～17:00	中央公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎ 029-259-6860
	不登校相談 (はばたき)	火～金曜日 9:00～17:00	もりや学びの里内	☎ 45-2655
	こころの健康相談	14日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎ 48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 (市民交流プラザ内)	☎ 45-2314
	心配ごと相談	14:00～16:00 ・ふくし 4日 ・年金・労務 11日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	☎ 45-0088
	電話相談	金曜日 10:00～15:00		☎ 48-5555
	生活機能相談	金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎ 45-1111 内線 172～176

※法律相談は、同一
※各記事開合先のGはグループの略表記

暮らしのコーナー

「支払督促」を悪用した
架空請求・不当請求に注意!

架空請求はがきの文面例

支払督促通知 第〇号

この度ご通知いたしましたのは、あなたが契約された訪問販売業者から支払督促の申立てが提出されたことを報告いたします。(以下省略)

「支払督促」が届いたら…

「支払督促」が届いたら、落ち着いて、裁判所からの通知かどうかを確かめる必要があります。その場合、送られた書面に記載されている電話番号に電話をかけてはいけません。架空請求業者の電話番号である可能性があります。

裁判所からの正式な「支払督促」は、封筒に「特別送達」という印が押してあり、受け取りにはサインが必要です。本当の支払督促である場合は、無視すると財産を差し押さえられるなど大変なことになります。必ず裁判所に連絡して、請求の内容と今後の手続きについて確認しましょう。

ひとことアドバイス

「支払督促」とは、債権者からの一方的な主張をもとに、裁判所が請求を促す文書です。

きちんとした手続き〔督促異議の申立て〕さえ行えば、「記載されているような請求は身に覚えがない」などといった消費者の言い分を聞いてくれる通常の裁判に移行しますので、一方的な差し押さえを受けることはありません。

自分に届いた「支払督促」が裁判所からの正式なものかどうか分からないときは、気軽に消費生活センターにお尋ねください。

トラブルにあったら…

・市消費生活センター ☎45-2327

(市役所2階経済課内) 月～金曜日
9:00～12:00、13:00～16:00

※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

・消費者ホットライン

☎0570-064-370 (全国共通)

※土・日曜日、祝日の10:00～16:00

は国民生活センターを案内します